

軽自動車税のお知らせ

税務課市民税係 ☎ 25 1134

軽自動車税は、その年の4月1日時点の所有者に課される税金です。4月2日以後に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を全額納めていただくこととなります。廃棄、譲渡などにより、すでに車両をお持ちでない場合は、早めに廃車手続きをしてください。

原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

広報とば（平成26年12月1日号）で平成27年度からの軽自動車税の税率引上げについてお知らせしましたが、平成27年度税制改正により、二輪車に係る税率の引上げの実施時期が平成27年度から平成28年度に1年延期されました。すでに登録されている車両も含めて全車両に対して平成28年度から新税率が適用されます。

原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の税率表

車種区分	総排気量	現在の税率 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度以降)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車（軽二輪）	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

身体障がい者などのかたの軽自動車税の減免申請

身体障がい者などのかたの軽自動車税の減免申請を次のとおり受け付けます。

必要書類 運転免許証、障害者手帳、平成27年度軽自動車

税納税通知書、印鑑など

受付場所 税務課窓口・各連絡所

受付期限(窓口) 5月29日(金)

(郵送の場合は5月31日(日)の消印まで有効)

※減免を受けられるのは、身体障がい者などのかた1人につき、普通自動車か軽自動車のいずれか1台です。

条件などくわしくは税務課市民税係に問い合わせてください。



社会保障・税番号制度を知ろう

その2

マイナンバーはいつ、どのように通知されるの？

今年の10月以降、住民票を有する国民一人一人に、12桁のマイナンバーが通知されます。また、中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。通知方法は、原則として、市から市民のみなさんへ住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送付します。住民票の住所と異なるところにお住まいのかたは注意してください。また、マイナンバーは不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので大切にしてください。

マイナンバーはどんな時に使用するの？

平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。例えば、

①年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示

②健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示

③児童手当の現況届を出すときに市の窓口でマイナンバーを提示

④所得税および復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示

⑤税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示

といった場面で使用することになります。なお、マイナンバーは法律や自治体の条例で定められた行政手続以外では使用することはできません。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する情報は、広報とばでも随時お知らせしていきますが、国でもコールセンターを設置していますので、制度に関するお問い合わせに利用してください。

マイナンバーコールセンター

☎ 0570-120-0178 (全国共通ナビダイヤル)

受付時間

平日 午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料が掛かります。

※外国語対応（英語）は ☎ 0570-120-0291へ